

住宅・建築物に関する省エネ・省CO₂ 施策の動向

国土交通省住宅局住宅生産課
建築環境企画室
令和2年3月

- 1. 改正建築物省エネ法の背景と概要**
- 2. 支援事業の動向**

1. 改正建築物省エネ法の背景と概要

2. 支援事業の動向

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

- 2015年7月、「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事務局に提出。

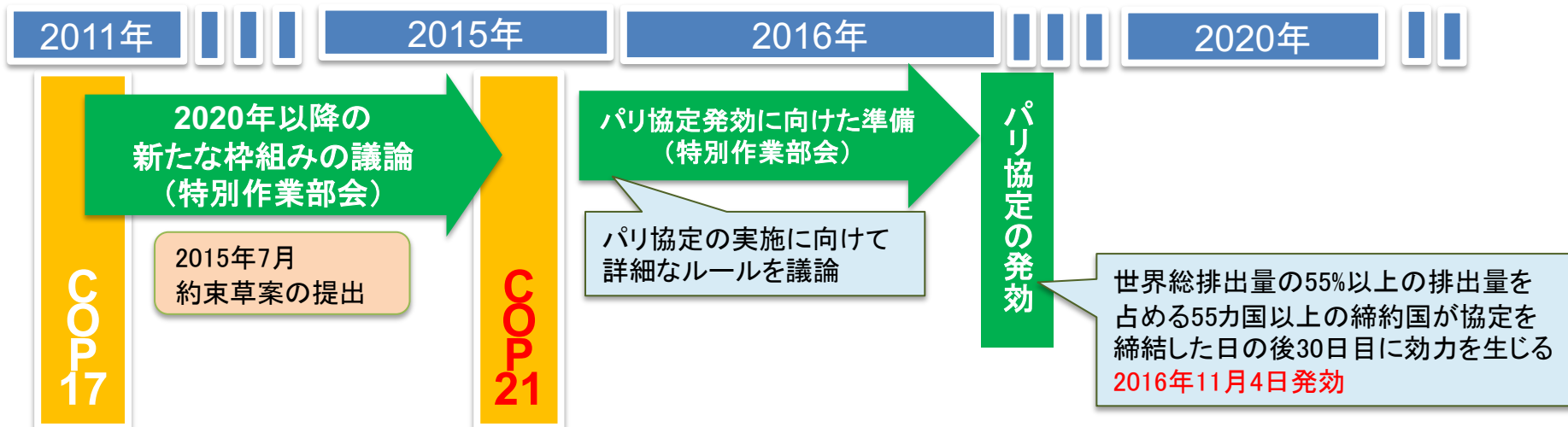
2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26.0%減の水準
- 2015年12月、COP21（気候変動枠組条約 第21回締約国会議）において、全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定を採択。
- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、地球温暖化対策計画を策定（2016年5月13日閣議決定）。

エネルギー起源CO2の各部門の排出量の目安

	CO2排出量(百万t-CO2)		
	2013年度実績	2030年度の目安	削減率
全体	1,235	927	▲25%
産業部門	429	401	▲7%
住宅・建築物分野	480	290	▲40%
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO2のほかに、非エネルギー起源CO2、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

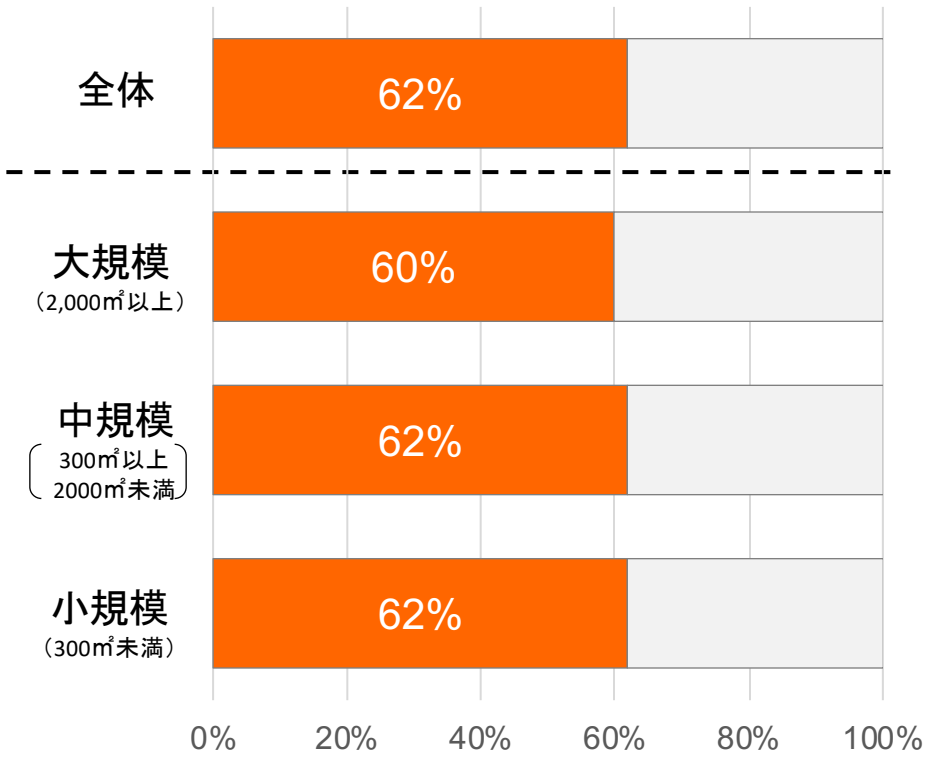
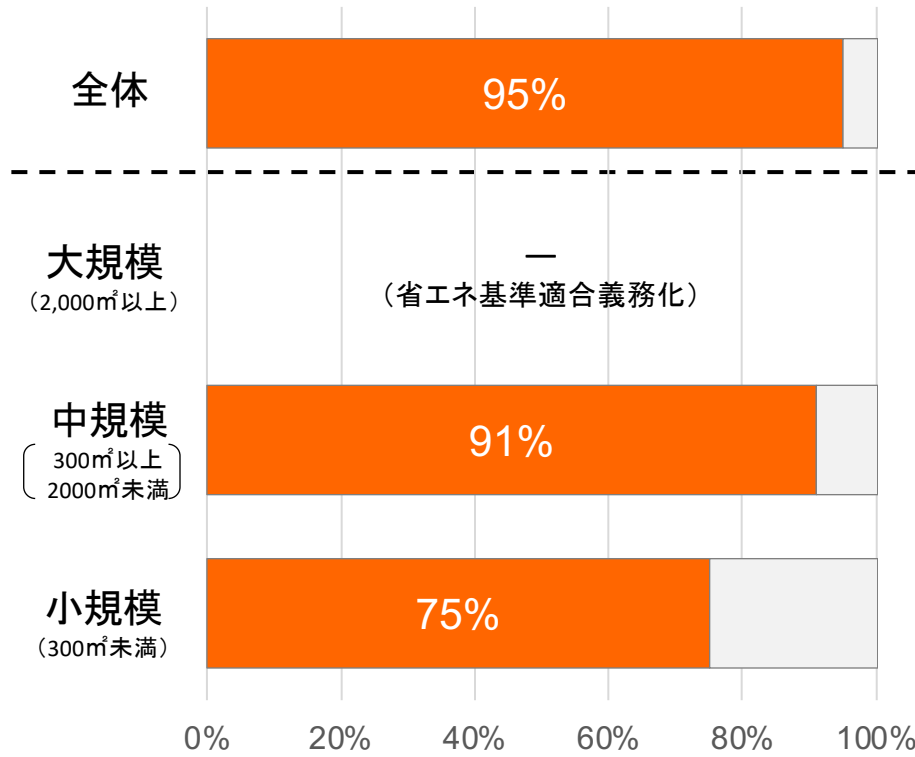
パリ協定採択までの経緯と今後のスケジュール



用途・規模別の省エネ基準適合率（平成29年度）

建築物

住宅



※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。
 共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。なお、住戸ごとの省エネ基準への適否に基づき省エネ基準への適合率を算定すると、大規模住宅は74%、中規模住宅は75%となる。

建築士等の省エネ基準への習熟状況等

- 中小工務店・建築士それぞれに対して、省エネ基準への習熟状況についてアンケート調査を行ったところ、中小工務店・建築士ともに、省エネ計算ができると回答した者は約5割。

中小工務店の習熟状況

一次エネルギー消費量

計算できない
49.5%

計算できる
50.5%

外皮性能

計算できない
46.2%

計算できる
53.8%

<調査概要>

調査方法 : インターネット調査(平成30年度実施)

調査対象 : 住宅瑕疵担保責任保険登録者のうち、住宅の設計又は施工を請け負う住宅生産者(有効回答318社)

調査実施者 : (一社)リビングアムニティ協会(国土交通省の補助事業により実施)

建築士の習熟状況

一次エネルギー消費量

計算できない
50%

計算できる
50%

外皮性能

計算できない
48.7%

計算できる
51.3%

<調査概要>

調査方法 : アンケート調査(平成30年度実施)

調査対象 : 平成29年度に確認済証を受けた300㎡未満の住宅を設計した建築士事務所(有効回答801社)

調査実施者 : (公社)日本建築士会連合会(国土交通省の補助事業により実施)

改正建築物省エネ法の概要

赤字部分が改正建築物省エネ法（令和元年年5月17日公布）の改正内容

■ 法律の目的

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務制度、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の措置を講ずる。

■ 法律の概要

規
制
措
置

● 適合義務制度

法公布後
2年以内施行

対象 特定建築物：2,000m²以上の建築物（住宅を除く）
⇒ **対象を300m²以上の建築物（住宅を除く）に拡大**

内容 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）への**適合義務**
基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関の**判定を受ける義務**

省エネ基準への適合が確認できない場合、着工・開業ができない

● 説明義務制度

新規創設

法公布後
2年以内施行

対象 300m²未満の住宅・建築物
内容 設計の際に、建築士から建築主に対して、**省エネ基準への適否等の説明を行う義務**

● 届出義務制度

対象 300m²以上の住宅・建築物（特定建築物を除く）
内容 新築時等に、所管行政庁へ省エネ計画の**届出義務**（不適合の場合、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令）
⇒ **民間審査機関の活用により所管行政庁の審査（省エネ基準への適合確認）を合理化し、指示・命令等の監督体制を強化**

令和元年
11月16日施行

● 住宅トップランナー制度

対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者
注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者（追加）
賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者（追加）
内容 供給する住宅に関する省エネ性能の基準（住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導（必要に応じ、大臣が**勧告・命令・公表**）

令和元年
11月16日施行

誘
導
措
置

● 容積率特例に係る認定制度

新築又は改修等の計画が**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例**※を受けることが可能
⇒ **対象に複数の建築物の連携による取組を追加**

令和元年
11月16日施行

※ 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（10%を上限）

● 省エネ性能に係る表示制度

基準適合認定制度（省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することが可能）
BELS（建築物省エネルギー性能表示制度、登録省エネ判定機関等による評価を受けると、省エネ性能に応じて5段階の★で表示することが可能）

法公布後
2年以内施行

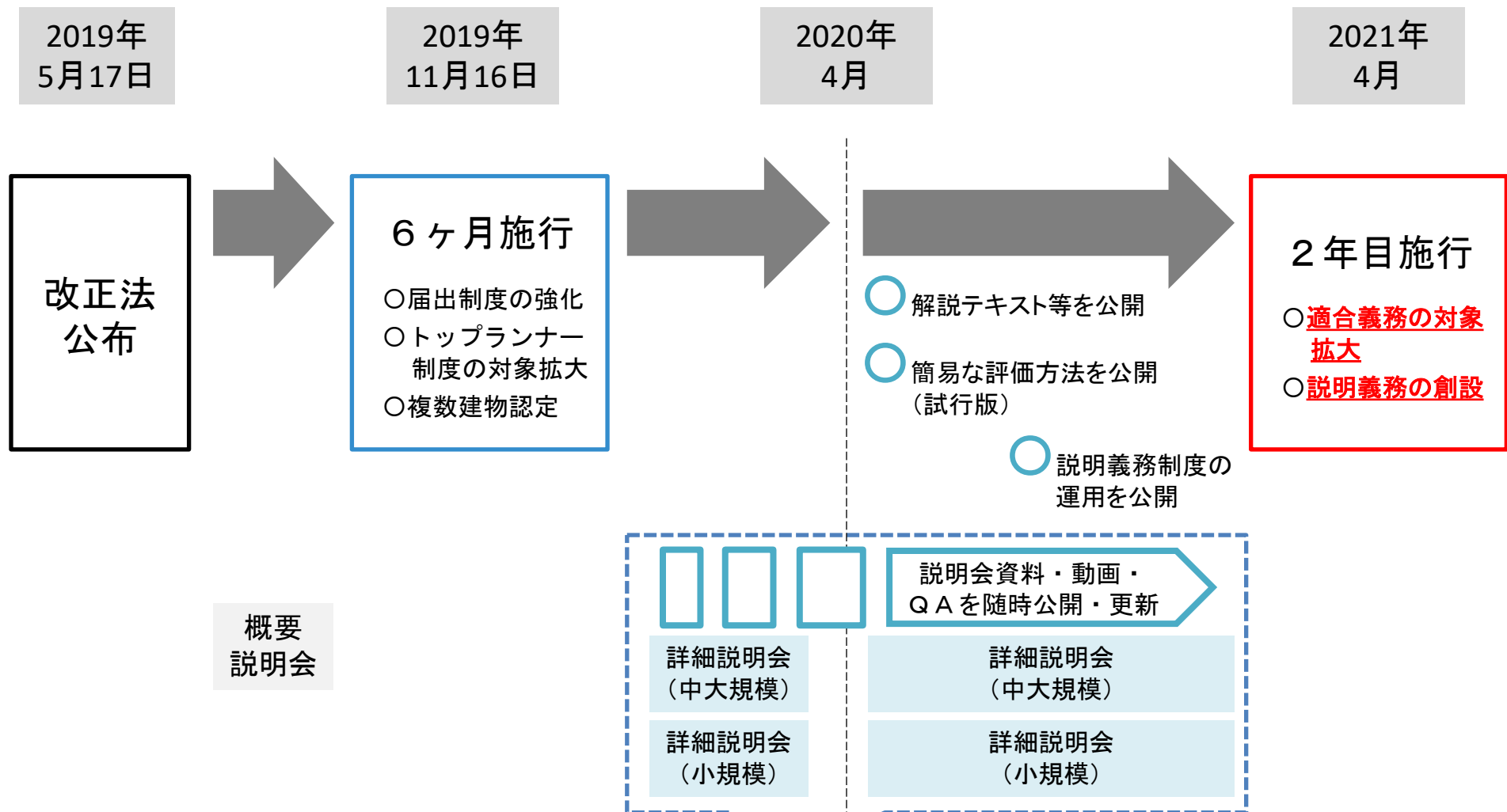
● その他（基本方針の策定、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言、新技術の評価のための大臣認定制度、**条例による基準強化** 等）

建築物省エネ法における現行制度と改正案との比較(規制措置)

	改正前			改正後	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	→	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】	<u>所管行政庁の審査手続を合理化</u> ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】	→	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への説明義務</u>	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への説明義務</u>
		トップランナー制度 ※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建		トップランナー制度 ※ 【トップランナー基準適合】 <u>対象の拡大</u> 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 貸家 賃貸アパート	

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

改正法の公布・施行スケジュール(概要)



全国47都道府県で説明会を開催予定

R1年度は約250回開催。R2年度も開催予定です。



検索 改正建築物省エネ法 説明会 改正法のポイント

→「改正建築物省エネ法 - 国土交通省」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

1. 改正建築物省エネ法の背景と概要

2. 支援事業の動向

省エネ住宅・建築物の新築に対する主な支援措置（令和2年度予算案）

<新築住宅を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 (高度省エネ型) 補助	135億円 の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われ る省エネ性能に優れた木造住宅の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 限度額:ZEH 140万円/戸 低炭素認定住宅 110万円/戸 ほか
サステナブル建築物等 先導事業(省CO2先導型) 補助	90.7億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む 住宅(主にLCCM住宅)の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 ※LCCM住宅 以外の場合は 限度額:125万円/戸(※) 建築物に準じる
フラット35S 融資		省エネ性能に優れた住宅の新築	適用金利▲0.25%/年、当初5年間(※) ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
住宅ローン減税(所得税) 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	一般住宅に比べ、 最大控除額を100万円加算【税額控除】 (消費税率10%が適用される住宅の新築をした場合、最 大控除額を120万円加算【税額控除】)
投資型減税(所得税) 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	控除率:標準的な性能強化費用相当額の 10% 最大控除額:65万円【税額控除】
固定資産税、登録免許税、 不動産取得税の優遇措置 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	固定資産税 :一般住宅に比べ、軽減期間を2年延長(※) 登録免許税 :一般住宅に比べ、税率を0.05%-0.2%減免 不動産取得税:一般住宅に比べ、課税標準からの控除額を100 万円増額(※) (※)の特例については認定長期優良住宅のみ
贈与税非課税措置 税		住宅取得費用の贈与を受けて行う省エネ性 能(省エネ基準相当)に優れた住宅の新築	一般住宅に比べ、 非課税限度額を500万円加算

<新築建築物を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
サステナブル建築物等 先導事業(省CO2先導型) 補助	90.7億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む 建築物の新築	補助率:1/2 限度額:5億円/プロジェクト ※住宅事業や 改修事業も対象
省エネ街区形成事業 補助	90.7億円 の内数	複数建物の連携により街区全体として 高い省エネ性能を実現するプロジェクト	補助率:1/2 限度額:5億円/プロジェクト ※住宅事業や 改修事業も対象

省エネ住宅・建築物の改修に対する主な支援措置（令和2年度予算案）

<住宅の改修を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 （省エネ改修型） <small>【平成31年度より開始】</small> 補助	135億円 の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われる 木造住宅の省エネ改修工事（省エネ基準相当）	50万円／戸（定額）
長期優良住宅化リフォーム 推進事業 補助	45億円	省エネ性能等を有する住宅（省エネ基準相当）への改 修工事	補助率：1／3 限度額：200万円／戸（※） ※省エネ基準▲20%相当の場合は250万円／戸
フラット35リノベ 融資		中古住宅購入とあわせて実施する省エネ性能の 向上に資する改修工事	適用金利▲0.5％／年、当初5年間（※） ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
省エネリフォーム税制 （所得税／投資型） <small>※別途、ローン型もあり</small> 税		省エネ性能を有する住宅への改修工事	控除率：標準的な工事費用相当額の10％ 最大控除額：25万円／戸（※）【税額控除】 ※太陽光発電を設置する場合は35万円／戸
贈与税非課税措置 税		住宅取得等費用の贈与を受けて行う省エネ性能 を有する住宅（省エネ基準相当等）への改修工事	一般住宅に比べ、 非課税限度額を500万円加算

<建築物の改修を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
既存建築物 省エネ化推進事業 補助	90.7億円 の内数	20%以上の省エネ効果が見込まれる 既存建築物の省エネ改修工事等	補助率：1／3 限度額：5,000万円／プロジェクト

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)

令和2年度予算案：90.7億円の内数

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO₂プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【省エネ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】

先導技術の一例

建築物	住宅
<ul style="list-style-type: none"> ■ パーソナル空調、照明の可変・ゾーニング制御等のウェルネス空間の創出 ■ 熱・電力融通、エリア熱回収等の広域でのエネルギーマネジメント ■ 避難者受け入れ等のBCP・LCPの拠点の整備 ■ 生ゴミ発電、井水HP等の未利用エネルギーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の卓越風の最適利用による省エネ化 ■ 高い断熱性能による省エネ化 ■ 太陽光発電と蓄電池の併用によるレジリエンス性の向上 ■ HEMSによるエネルギー消費の最適制御

【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅		
	一般	中小規模建築物	一般(共同、戸建)	LCCM住宅(戸建)	賃貸住宅TR事業者※
新築	○	○	○	○	○
改修	○	—	○	—	—

省CO₂に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象
※賃貸住宅TR(トップランナー)事業者部門は、R2年度新設

【補助額・スケジュール等】

- <補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
- <補助率> 補助対象工事の1/2等
- <限度額> 原則5億円/プロジェクト等
- <事業期間> 採択年度を含め原則4年以内に完了
- <募集予定> 第1回目：4月上旬～

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価



「まちづくり等への面的な広がり」「非常時のエネルギー自立」「被災地における復興」「地方都市での技術の普及」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

※過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHPに掲載しております。

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

検索 サステナブル 省CO₂

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型) 実績

		H20		H21		H22		H23			H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		計	
		①	②	①	②	①	②	①	②	③	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②		
応募件数		120	35	46	52	49	42	39	35	29	60	32	25	17	11	17	18	19	8	12	24	19	78	13	115	14	929	
採択件数		10	11	16	20	14	14	13	12	21	15	10	11	10	7	10	9	12	6	8	10	9	74	8	108	13	451	
採択内訳	建築物	4	5	8	9	8	8	5	6	2	8	4	6	3	4	4	3	8	2	6	2	2	5	5	4	1	122	
	中小規模建築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	0	1	0	0	2	7	
	戸建住宅	4	3	0	5	0	3	3	3	19	5	1	4	3	0	1	1	1	2	0	1	4	0	1	1	0	65	
	共同住宅	0	1	2	3	3	0	1	1	0	0	1	0	2	1	2	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	23	
	LCCM住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	-	103	8	178
	改修	1	1	4	1	2	1	2	0	0	1	2	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	25	
	マネジメント	1	1	1	0	1	1	1	2	0	0	2	0	1	1	1	3	1	1	1	2	1	1	0	0	1	24	
技術の検証	0	0	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7		

注1) 平成23年度第3回は東日本大震災の被災地を対象とした「特定被災区域部門」として実施

注2) 中小規模建築物は、採択条件を見直した平成28年度第2回以降の集計値を示す

注3) 採択後に辞退したものを含む

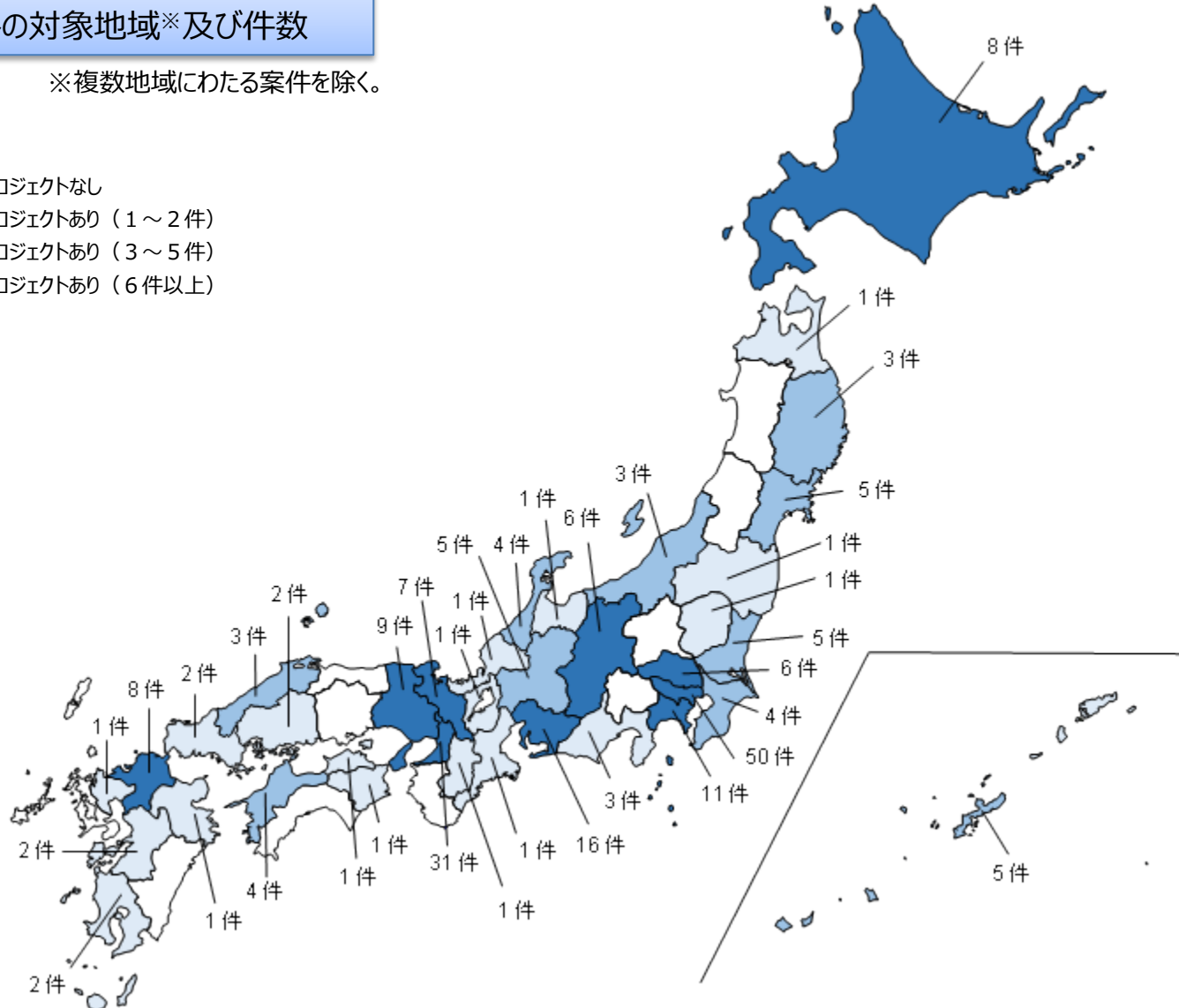
※単位：プロジェクト件数

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型) 採択事業の立地

平成20年度～令和元年度（第2回）
採択プロジェクトの対象地域※及び件数

※複数地域にわたる案件を除く。

- : 採択プロジェクトなし
- : 採択プロジェクトあり（1～2件）
- : 採択プロジェクトあり（3～5件）
- : 採択プロジェクトあり（6件以上）



サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型) 採択事業の立地

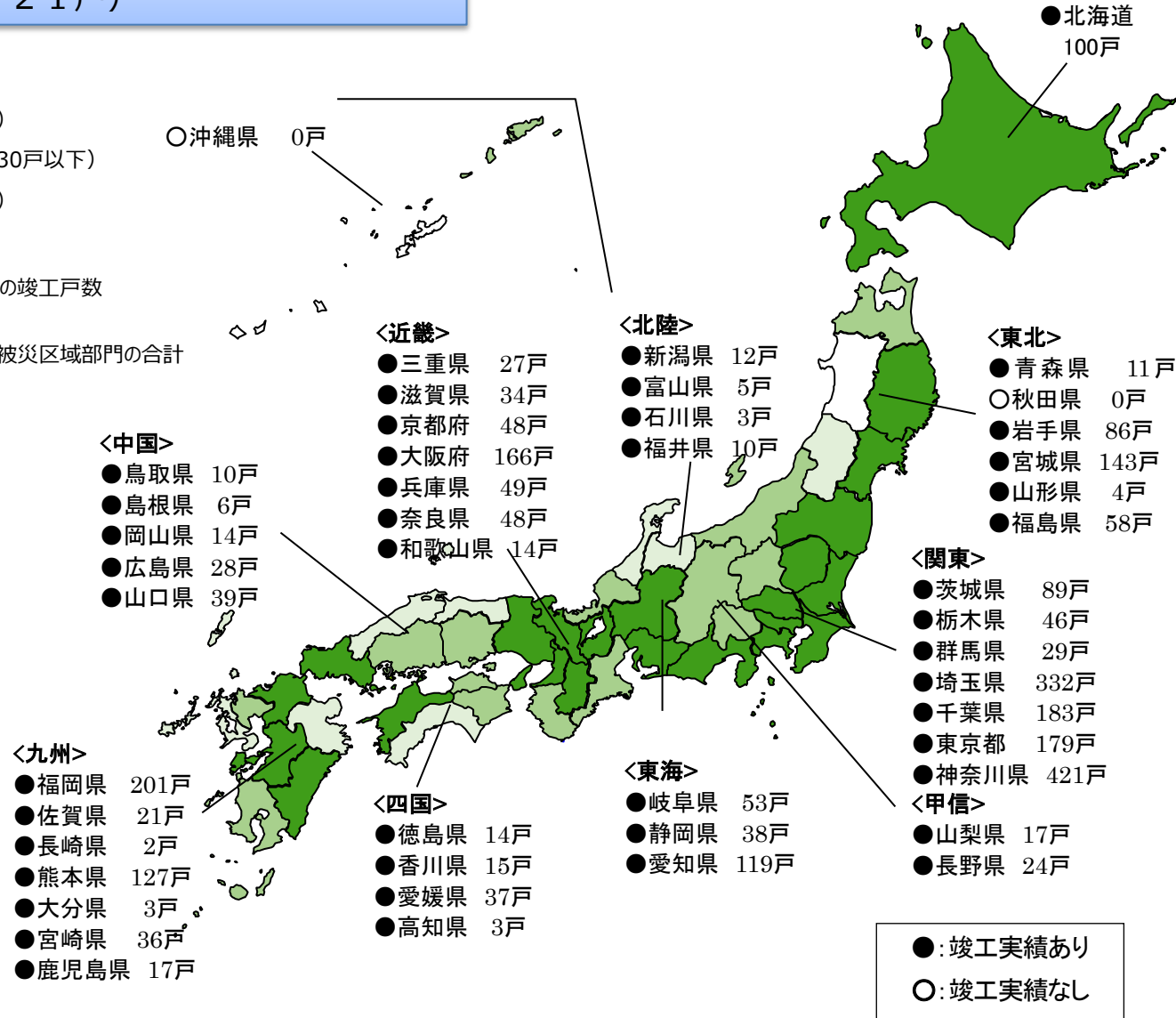
平成30年度末時点

平成20年度～平成30年度
採択プロジェクトにおける戸建住宅の竣工地域及び戸数
(全竣工戸数：2,921戸)

- 竣工実績なし
- 竣工実績あり (10戸以下)
- 竣工実績あり (11戸以上30戸以下)
- 竣工実績あり (31戸以上)

※採択プロジェクトにおける戸建住宅の竣工戸数
(平成30年度末現在)

※全般部門、戸建特定部門、特定被災区域部門の合計



賃貸住宅トッパー事業者部門の事業概要

○ 概要

賃貸住宅の省エネ性能の向上を一層促進するため、賃貸住宅供給事業者が高い省エネ性能を有する賃貸住宅の仕様を規格化する取組に対して支援するもの。

サステナブル建築物等先導事業(省CO ₂ 先導型)				
建築物(非住宅)		住宅		
一般部門	中小規模建築物部門	一般部門(共同・戸建)	LCCM住宅部門(戸建)	賃貸住宅トッパー事業者部門(共同)

○ 対象事業者

住宅トッパー制度(賃貸住宅)の対象となる賃貸住宅供給事業者とする

※本補助事業においては、令和元年度の当該住宅の供給戸数が1000戸以上、又は令和元年度を含む直近3年間の当該住宅の供給戸数平均が1000戸以上の賃貸住宅供給事業者

※事業者一社毎の応募とする(1法人1提案、グループ等での応募は対象外)

※補助金相当額を建築主に対して還元する必要がある(LCCM住宅部門と同様)

○ 補助対象

・供給事業者の標準仕様(省エネ基準未達仕様の場合は、省エネ基準達成仕様)から本事業の提案仕様(BEI≤0.85)に対する掛かりまし経費

・省エネ性能の表示に要する経費

○ 補助率

1/2

○ 補助上限

5000万円/事業者・年、 20万円/戸

賃貸住宅トプランナー事業者部門の事業概要

○ 要件

<全部門共通要件>

- イ. 建築物省エネ法に基づく省エネ基準を満たし、省エネルギー性能の表示を行うこと
⇒BELS等**第三者認証の取得**を前提とし、賃貸TR部門については、下記要件④で流通段階での省エネ性能の表示を促進する取組を定めている
- ロ. 運用後のエネルギー使用量の計測、CO2削減効果実証に関する計画書を提出するもの
⇒賃貸TR部門については、下記要件⑥で賃貸住宅トプランナー基準達成計画書の提出、及び賃貸住宅トプランナー基準達成状況の報告を定めている
- ハ. 令和2年度に事業着手するもの
- ニ. 住宅・建築物プロジェクト総体として省CO2を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること
⇒賃貸TR部門については、下記要件②～⑤の報告を定めている

<賃貸住宅トプランナー事業者部門での要件>

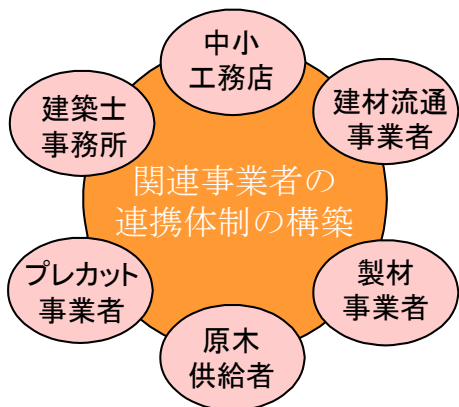
- ①建築物省エネ法第28条の2において定める**請負型規格住宅(長屋又は共同住宅)**であること
- ②**補助対象として提案する住棟は、トプランナー基準を上回る省エネ性能(※)を有する賃貸住宅であること**
※住棟として外皮基準に適合
住棟として一次エネルギー消費性能(**BEI**) ≤ 0.85
- ③賃貸住宅トプランナー目標達成の為に**技術開発・仕様の改善等の取組**を提案すること
- ④**流通段階(物件掲載サイト・広告等)で省エネ性能の表示を促進する取組**を行うこと
- ⑤**持続可能な社会の構築に向けた、事業者としての取組(SDGs等)**を提案するとともに、自社HP等で公表すること
- ⑥2024年度に向けた賃貸住宅トプランナー基準達成計画書の提出、及び採択年度から2024年度まで賃貸住宅トプランナー基準達成状況の報告を実施すること

○ 評価方法

上記要件②～⑥を評価委員会により総合的に評価

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の省エネ改修の促進を図るとともに、当該木造住宅の整備と併せて行う三世帯同居への対応等に対して支援を行う。

グループの構築

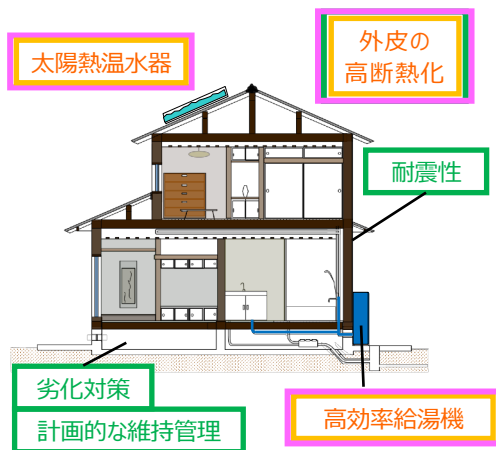


共通ルールの設定

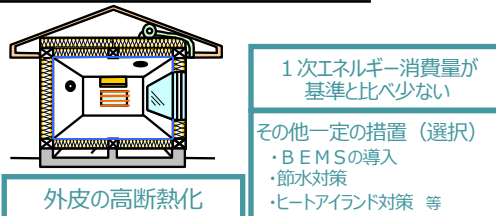
- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象（住宅）のイメージ



補助対象（建築物）のイメージ



長寿命型

長期優良住宅

補助限度額

110万円/戸 ※1

高度省エネ型

認定低炭素住宅

110万円/戸 ※1

性能向上計画認定住宅

110万円/戸 ※1

ゼロ・エネルギー住宅

140万円/戸 ※2

※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸

※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

・地域材加算 …… 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算

・三世帯同居加算 … 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

省エネ改修型

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修

50万円/戸

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

1万円/㎡（床面積）

既存建築物省エネ化推進事業(建築物の省エネ改修)

令和2年度予算案：90.7億円の内数

【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】

躯体の省エネ改修

天井、外壁等(断熱)
開口部(複層ガラス、二重サッシ等)等



断熱材
(例: グラスウール)



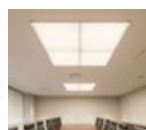
窓サッシ・窓ガラス
(例: 複層ガラス)

高効率設備への改修

空調、換気、給湯、照明 等



高効率
空調設備



LED照明

バリアフリー改修※

廊下等の拡幅
手すりの設置
段差の解消 等



スロープの設置



省エネ性能の表示

※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 省エネ性能を表示すること
- ⑤ 事例集への情報提供に協力すること 等

【補助額・スケジュール等】

<補助対象> (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

<補助率> 補助対象工事の1/3

<限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

<事業期間> 原則として当該年度に事業が完了

<募集予定> 第1回目:4月上旬～

既存建築物省エネ化推進事業(省エネ性能の診断・表示に対する支援)

令和2年度予算案：90.7億円の内数

改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

- 【事業の要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示
- ※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。
 - ※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。
(基準適合認定表示、BELS等)

- 【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)
- 【募集予定】 4月上旬～

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組みの例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等)

★事例の詳細は下記HPに記載

https://www.kkj.or.jp/kizon_se/kizonh30-seinoushindaan_dl.html

※取り組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例(広告チラシやフロアマップ)



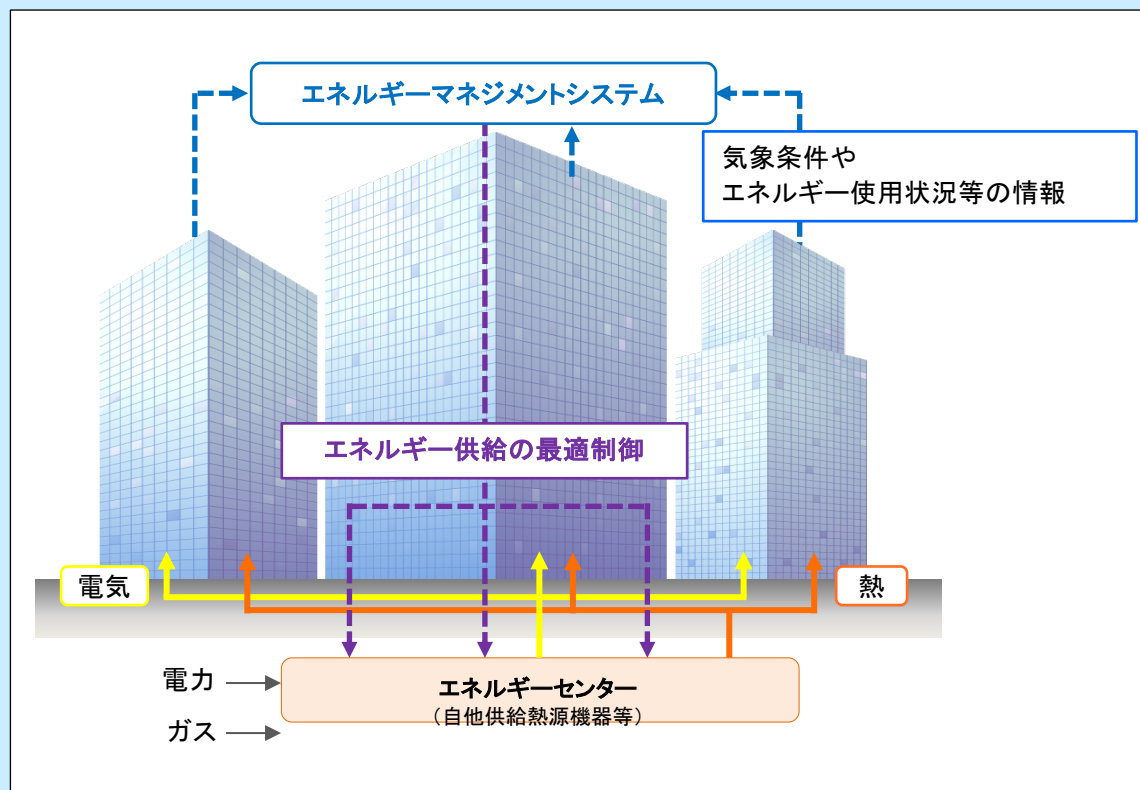
【概要と目的】

複数の住宅・建築物で連携した取組に係るエネルギー消費性能向上計画認定を受けているプロジェクト(エネルギーマネジメントシステムを導入しているものに限る)を民間等から募り、支援を行う



街区全体として高い省エネ性能を実現し、当該技術の普及啓発に寄与することを期待

【街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトのイメージ】



<対象とするプロジェクトの要件>

- 建築物省エネ法に基づく複数の住宅・建築物で連携した取組に係るエネルギー消費性能向上計画認定を受けていること
- 複数の住宅・建築物へのエネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムを導入すること
等

<補助対象>

- 複数の住宅・建築物にエネルギーを供給するための省エネ設備(高効率空調機・CGS・再エネ利用熱源機等)の整備費
- エネルギーマネジメントシステムの整備費等

<補助率> 補助対象工事の1/2

<限度額> 1プロジェクトあたり5億円

令和2年度の主な補助事業の種類と公募スケジュール

事業名	公募スケジュール（予定）
サステナブル建築物等先導事業（省CO ₂ 先導型）※	4月上旬～5月下旬 第2回：時期未定
地域型住宅グリーン化事業	4月中旬～
既存建築物省エネ化推進事業	
省エネ改修工事に対する支援	4月上旬～5月下旬 第2回：時期未定
省エネ性能の診断・表示に対する支援	4月上旬～
省エネ街区形成事業	時期未定

※サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の中に、（仮称）賃貸住宅トップランナー事業者部門を新設予定